

地域グリーンニューディール基金の創設 (地域環境保全基金の拡充)

参考資料3

平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO₂削減計画の策定を義務付け。地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進

国

補助金【550億円】

都道府県・指定都市【地域環境保全基金】

・地方公共団体事業への充当、
民間事業者への補助、利子助成等

・3年間で取り崩して活用

地球温暖化対策推進法に基づく地域計画等、国全体として進めるべき取組を支援

< 基金対象事業 >

- (1) 地球温暖化対策の推進(省エネ住宅、環境負荷の少ない交通・エネルギーインフラ等の整備等)
- (2) アスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進
- (3) 微量PCB廃棄物の処理の推進
- (4) 漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進 等

(基金対象事業の例)



住宅断熱リフォーム



コミュニティサイクル



市民出資による
太陽光パネル設置



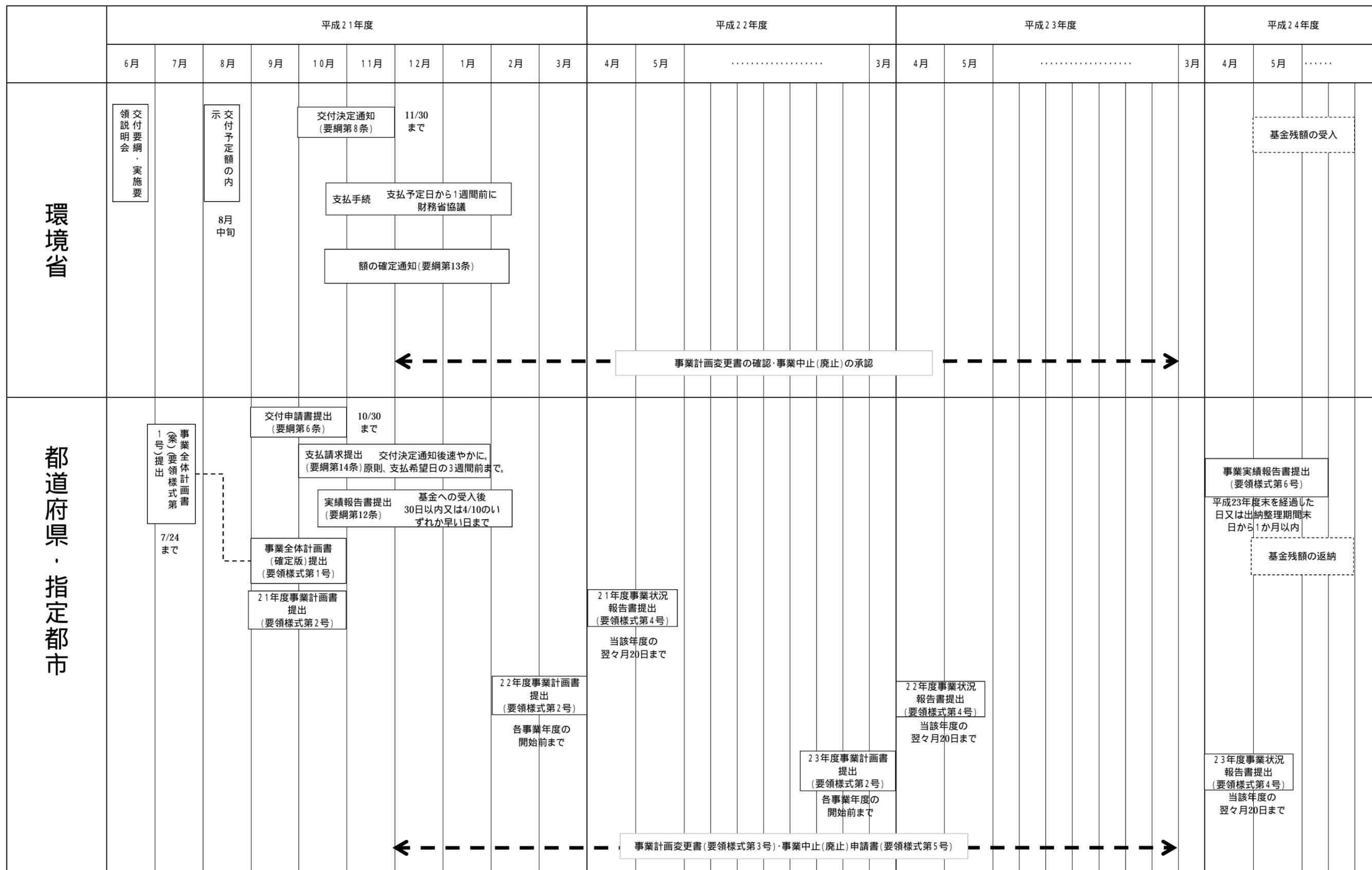
微量PCB混入廃棄物
の処理促進



漂流・漂着ゴミの
回収・処理

() 地域環境保全基金: 環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。

地域グリーンニューディール基金事業に係る交付手続等の流れ



地域グリーンニューディール基金に係る対象事業の考え方（案）

事業メニュー	補助率	事業主体	対象となる事業例	対象とならないもの	備考
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	10/10	○都道府県等 ○都道府県→市町村	<p><対象要件> 省エネ改修等が複合的又は一体的であること。</p> <p><対象となる事業例> ○二重サッシ等の断熱設備 ○省エネ冷暖房設備等の省エネ設備 ○高遮熱性塗装 ○小型風力発電、小水力発電、その他再生可能エネルギー ○地方公共団体の施設に対する太陽光発電の導入は、他の省エネ設備の導入等と複合的に実施する場合に限る。</p>	<p>○温室効果ガスの削減効果が把握できないソフト事業（カーボンオフセット、省エネ診断、環境家計簿、普及広報事業等） ○文部科学省「スクール・ニューディール」構想で対象となっている公立学校施設（「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」で対象となっている公立高等学校を含む） ○国の補助事業の補助費として充当する事業 ○用地取得費</p>	<p>○「複合的」とは、導入する技術の組み合わせのこと。例えば、太陽光発電+LED 蛍光灯をセットとした省エネ改修を指す。 ○「一体的」とは、対策を導入する地域の組み合わせのこと。例えば、国定公園内にLED照明を単体で導入する際には、「複合的」ではないが、園地全体に導入するような場合は「一体的」と見なす。 ○「付随する事業」とは、省エネ改修を行うに当たって必要な省エネ診断などのソフト事業</p>
民間施設省エネ・グリーン化推進事業	1/3	○都道府県等→民間事業者等 ○都道府県→市町村→民間事業者等	<p><対象要件> 省エネ改修等が複合的又は一体的であること。</p> <p><対象となる事業例> ○二重サッシ等の断熱設備 ○省エネ冷暖房設備等の省エネ設備 ○高遮熱性塗装 ○小型風力発電、小水力発電、その他再生可能エネルギー ○民間事業所の施設に対する太陽光発電の導入は、他の省エネ設備の導入等と複合的に実施する場合に限る。 ○一般住宅に対する太陽光発電導入は、他の省エネ設備等の導入と複合的に実施する場合に限る。</p>	<p>○省エネに関する技術開発・製品化支援 ○地球温暖化対策地域協議会として実施する事業</p>	<p>○「複合的」とは、導入する技術の組み合わせのこと。例えば、太陽光発電+LED 蛍光灯をセットとした省エネ改修を指す。 ○「一体的」とは、対策を導入する地域の組み合わせのこと。例えば、本社にLED照明を単体で導入する際には、「複合的」ではないが、支社を含めて複数の事業所に導入するような場合は「一体的」と見なす。 ○「付随する事業」とは、省エネ改修を行うに当たって必要な省エネ診断などのソフト事業 ○他の既存補助金への上乗せ補助は複合的又は一体的の要件を満たしていれば可。</p>
地域環境整備支援事業	地方公共団体 10/10 民間事業者等 1/3	○都道府県等 ○都道府県→市町村 ○都道府県等→民間事業者等 ○都道府県→市町村→民間事業者等	<p>○コミュニティサイクルの整備 ○パークアンドライド施設 ○エコ通勤 ○カーシェアリング</p>	<p>○環境対応車の購入・買換は対象外。 ○用地取得費</p>	<p>○他の既存補助金への上乗せ補助は可能</p>
廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	地方公共団体 10/10 民間事業者等 1/3	○都道府県等 ○都道府県→市町村 ○都道府県等→民間事業者等 ○都道府県→市町村→民間事業者等	<p>○木質バイオマス燃料の利用機器導入 ○BDF 自家給油施設</p>	<p>○バイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備 ○ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）</p>	<p>○他の既存補助金への上乗せ補助は可能</p>
アスベスト廃棄物処理施設整備事業	1/2	○都道府県→民間事業者	<p>○アスベスト廃棄物の処理施設の新設、増設又は改造</p>	<p>○実証試験のみに係る施設</p>	
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	10/10	○都道府県等 ○都道府県→市町村	<p>○不法投棄、散乱ごみの監視パトロール</p>	<p>○回収したごみの処理費 ○監視カメラの購入</p>	

不法投棄残存事案 支障状況等調査事 業	10/10	○都道府県等 ○都道府県→市町村（廃棄物処理法に おいて都道府県知事の権限に属する事 務の一部を行うことのできる市に限 る）	○不法投棄等の残存事案に係る調査		
微量PCB汚染廃 電気機器等把握支 援事業	1/2	○都道府県→民間事業者	○微量PCBが混入しているかどうかを把握するた めの事業		
微量PCB廃棄物 処理施設整備事業	1/2	○都道府県→民間事業者	○微量PCB廃棄物の処理施設の新設、増設又は改 造		
海岸漂着物地域対 策推進事業	10/10	○都道府県 ○都道府県→市町村	○協議会の運営 ○地域計画の策定及び地域計画の策定に必要な 調査 ○海岸漂着物等の回収・処理に関する事業 ○海岸漂着物等の回収・処理に関する調査研究 ○海岸漂着物等の発生抑制に係る普及・啓発事 業 ○海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査 ○海岸漂着物等のための関係者間の連携・交流の ための事業	○海岸漂着物の処理施設の整備、船舶や重機等の 購入 ○海岸漂着物等の回収・処理に関する事業にあっ ては、地域計画に盛り込まれる海岸漂着物対策 を重点的に推進する区域以外の区域における事 業 ○国の補助事業の補助費として充当する事業	